

栄養・食生活支援編



# I 栄養・食生活支援編の趣旨と考え方

## 1 作成趣旨

災害時においては、その発生直後の食料や水の確保は生命維持に関わる重要な問題である。また、避難生活が長期化すると、食品の入手ルートや調理設備等の食環境の変化に伴う食欲や料理をする気力の減退、摂取食品の偏り等による栄養状態の悪化が健康状態に大きく影響する。

早い時期から栄養・食生活支援活動を進めることは、被災住民の心の安定はもとより、栄養状態の悪化を最小限にとどめ、より早い回復につながることから、避難生活の健康保持のために重要である。

本編は、管理栄養士・栄養士（以下、栄養士という。）がその専門性を活かし、被災住民の食生活や栄養状態がより早く回復するよう、関連する機関及び職種と連携を図りながら、支援活動を迅速かつ効果的に展開するために作成する。

### 【栄養・食生活支援の目標と活動内容】

- ① 被災者全体の食事の改善
  - ・ ライフラインも含めた被災状況の把握
  - ・ 避難所の食事内容の把握
  - ・ たんぱく源、ミネラルやビタミンの給源となる食料の調達
  - ・ 上記食料や支援物資の避難所への配分調整
  - ・ 避難所での被災者への配分指導
  - ・ 自衛隊による給食や炊き出しの内容調整・指導
  - ・ 衛生管理や食べ方の指導 等
- ② 全体への支援では対応できない個別支援を要する被災者への支援
  - ・ 要援護者の被災状況の把握
  - ・ 要援護者用の特殊食品の調達、配分と活用方法の指導 等

## 2 位置づけ

本編は、災害対策基本法第40条の規定に基づき石川県防災会議が作成した「石川県地域防災計画」における「災害時の保健活動マニュアル」の一部として位置づける。

### 3 作成にあたっての基本的な考え方

石川県健康福祉部が作成する「医療救護対応マニュアル」、「健康管理活動マニュアル 保健活動編」、「こころのケアチーム活動マニュアル」等との整合性を図る。

栄養士が災害時に行う支援活動の対象は、被災した「地域住民」及び被災地域の給食施設を利用している住民であることから、災害時における栄養士の活動を「地域住民の栄養・食生活支援」及び「特定給食施設等への支援」の2項目に分けて記載した。

「地域住民の栄養・食生活支援」では、地域における被災者を支援するために、市町（健康づくり担当課）、県保健福祉センター、県健康福祉部（健康推進課）が行う活動を記載し、「特定給食施設等への支援」では、施設での給食提供を早期回復させるために、主に県保健福祉センターが行う活動を記載した。

災害時において、栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に行うためには、平時の備えが重要であることから、本編は災害発生時のみならず、平時の活動も記載し、平時から活用できるものとした。

## 〈地域住民の栄養・食生活支援〉

### Ⅱ 平時の備え

災害発生時に迅速かつ適切な栄養・食生活支援を行うために、平時からの十分な備えが必要である。

市町は、被災住民に対する直接的な支援の主体であることから、県及び庁内の防災担当課や関係課、市町内外の関係機関との連携・情報共有を図り、炊き出し・備蓄等の食料供給体制や被災住民への栄養指導体制を整備するとともに、その内容を地域防災計画やマニュアル等に明記しておく。また、平時からの備えの必要性を住民に周知する。

県保健福祉センターは、市町と連携して被災住民の支援を行うことになるため、管内市町の災害に対する準備状況を把握し、体制整備のための支援を行う。また、緊急時の連絡方法、諸帳票類の整備や周知、必要な人材や物品などのリストアップ、災害時に備えた研修会や会議等を開催する。

県健康福祉部は、関係部局、関係機関との連携体制を整備するとともに、県保健福祉センターや市町等を対象とした研修会や会議等を開催し、危機管理に対する意識喚起を行う。

#### 1 連携体制の整備

市町は、市町防災計画における保健衛生対策、栄養・食生活対策等を推進するため、課内の協力体制や、庁内の防災担当課、食料確保担当課との連携、市町内の関係機関や団体、管轄する県保健福祉センター等との連携体制を整備し、それぞれの役割、連絡先等を明確にする。

県保健福祉センターは、所内の協力体制、市町との連絡体制を整備する。また、管内の地域特性や協力組織の実情、特定給食施設等の状況、食料等の提供企業の有無等を把握し、県健康福祉部に情報提供する。

県健康福祉部は、部内の協力体制や、防災担当部局である危機管理監室、食料確保担当窓口である農林水産部との連携体制を整備する。また、厚生労働省、県栄養士会、県食生活改善推進協議会、特殊食品等支援企業等の窓口を明確にし、連携体制を整備する。

市町、県保健福祉センター、県健康福祉部は、災害発生時に情報伝達を円滑に行うため、緊急連絡網を整備し、常に活用できるようにする。伝達ツールとして、電話、FAX、Eメール（パソコン・携帯電話）、防災無線等の番号を確認し、常に最新に更新する。

参考様式1 緊急連絡先一覧（様式・資料編 P97）

## 2 食料等の備蓄及び供給

市町は、市町地域防災計画における食料や水の供給内容と供給先等を把握する。適正な供給が行われるよう、備蓄方法、備蓄場所、種類（調理器具、使い捨て食器類を含む）、備蓄量、輸送体制等について、関係部署と検討し、その内容を明確にする。

県保健福祉センターは、管内市町の状況に応じた適切な備蓄ができるよう、内容や量、保管場所や予算の確保等について支援する。

### 参考資料1 備蓄の例（自治体用）（様式・資料編 P125）

県は、食料供給に関する体制を整備するとともに、市町の備蓄を補完できるように努める。また、必要な際に迅速に食料を確保できるよう、提供企業等と連携し、協定を締結するなど、食料等の支援体制を整備するとともに、その連絡先を明確にしておく。

県健康福祉部は、県保健福祉センター及び市町に提供企業等の情報を提供する。

### 参考資料2 被災者支援用備蓄物資（石川県）（様式・資料編 P128）

### 参考資料3 災害時の生活必需物資の供給協定締結事業者一覧

（様式・資料編 P129）

## 3 要援護者の把握

市町及び県保健福祉センターは、普通の食事が食べられない等、災害時に食事に関する対応が必要となる者に対し、迅速に支援が行えるよう、保健師等と連携を図りながら、既存の台帳を整理又はリスト化する等により、該当者を把握する。また、該当者や支援方法について情報を共有する。

### 【把握すべき要援護者の例示】

県保健福祉センター	： 難病患者、小児慢性特定疾患患者等
市	町： 乳幼児、妊産婦、高齢者（嚥下困難者等）
	慢性疾患患者（高血圧、糖尿病、腎臓病等）
	食物アレルギー疾患患者
	身体・知的・精神障害者等

県保健福祉センターは、医療機関、災害拠点病院、福祉避難所、福祉施設等、要援護者の受け入れ体制についても把握する。

### 様式1-3 要援護者リスト（様式・資料編 P13）

#### 4 特殊食品等の確保体制整備

市町は、健康づくり担当課と防災担当課が連携し、要援護者に必要となる粉ミルク、ベビーフード、嚥下困難者用食品、病者用食品等の特殊食品等について、把握した要援護者の状況に応じ備蓄に加える。

県保健福祉センターは、管内市町の備蓄状況を把握し、適切な備蓄が行われるよう支援する。

##### 【特殊食品の例示】

対象	食品の種類・内容
乳幼児	乳児用調整粉乳、離乳食 など
高齢者	形態調整食(やわらか煮、ミキサー食)、とろみ剤 など
食物アレルギー	アレルゲン除去食品(アレルゲン除去粉乳・調味料・おかず) など
高血圧	低ナトリウム食品 など
糖尿病	エネルギー調整食品、糖尿病食調製用組合わせ食品 「食後の血糖値の上昇を緩やかにする」表示をした特保 など
腎臓病	低たんぱく質食品(低たんぱく米、低たんぱくおかずシリーズ) 低ナトリウム食品 など
潰瘍性大腸炎 クローン病	低脂肪食品、低残渣(食物繊維が少ない等)食品 濃厚流動食 など

参考資料4 災害時要援護者用特殊食品例 (様式・資料編 P130)

参考資料5 公益社団法人石川県栄養士会賛助会員

(様式・資料編 P132)

県は、市町の備蓄を補完できるように努める。また、必要な際に迅速に確保できるよう、提供企業等と連携し、協定を締結するなど、要援護者に対する食支援体制を整備するとともに、その連絡先を明確にする。協定を締結した場合、県健康福祉部は、県保健福祉センター及び市町に提供企業等の情報を提供する。

#### 5 自衛隊への支援要請を想定した準備

自衛隊への炊き出し支援要請は、市町の要請を受け、県知事が行うこととなるため、市町は、健康づくり担当課と防災担当課が連携し、県知事への要請にかかる連絡体制を整備する。

**【自衛隊に対する災害派遣の要請】（石川県地域防災計画より抜粋）**

市町が管内における応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、当該市町の長が下記事項を明らかにした文書で知事あて（危機対策課）に申し出る。

- 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- 現に実施中の応急措置の概要
- 宿泊施設等の受け入れ体制の状況
- 部隊等が派遣された場合の連絡責任者
- その他参考となるべき事項

ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文書を送達する。

また、備蓄食品や支援物資を活用した炊き出し献立例を作成する。作成にあたっては、地域性（食材、調理法、味付け、食習慣、嗜好等）を踏まえ、不足しがちな野菜やたんぱく質等を補給できるように配慮する。備蓄食品等、使用する食材の輸送体制等についても、関係部署と検討し、明確にする。

県保健福祉センターは、管内市町によるこれらの体制整備を支援する。

**参考資料6 自衛隊による給食（炊き出し）支援**（様式・資料編 P135）

**参考資料7 自衛隊の炊き出し献立例**（様式・資料編 P137）

## 6 炊き出し、配食等の体制整備

市町は、学校・保育所等の給食施設を所管する担当部局と連携を密にし、被災者への食料供給可能な調理施設を把握し、災害発生時に活用できるよう、必要に応じて協定等を行う。特に、学校給食施設は大量調理が可能となるため、優先順位が高い。その他、公民館、集会所、保健センターなどについても、調理設備の有無等により、炊き出しの可否を検討し、リスト化する。

また、食生活改善推進協議会等ボランティア組織と連携するとともに、献立例の作成、食材の調達方法の検討、調理器具の設置、熱源の確保、衛生管理等、炊き出し可能施設での体制を整備し、訓練等により実効性を検証する。

さらに、各地域の避難所に調理器具等を整備するとともに、地域での炊き出し訓練等の実施についても指導する。



また、地元の給食センターや商店等の復旧後は、弁当の供給を求めることを視野に入れて、業者等と調整を行い、可能な業者をリスト化する等、連携体制も整備する必要がある。

県保健福祉センターは、管内市町によるこれらの体制整備を支援する。

参考資料 8	献立作成のポイント	(様式・資料編 P138)
参考資料 9	避難所等における献立例	(様式・資料編 P140)
参考資料 10	食事の配慮が必要な人の献立例	(様式・資料編 P142)
参考資料 11	調理器具の設置例	(様式・資料編 P143)

## 7 栄養・食生活支援の体制整備

災害時には、避難所・被災世帯・仮設住宅等の被災者への巡回指導、要援護者等への食事指導、炊き出し等の食事内容の調整等の栄養・食生活支援を行う必要がある。

市町栄養士は、災害時に、専門職としての役割を十分に果たせるよう、市町の地域防災計画や保健活動マニュアル等に明記するとともに、市町関係各課の連携体制と理解を得ておく。

県保健福祉センターは、管内市町の体制整備を支援する。

## 8 県内外の自治体、県栄養士会からの派遣体制整備

被災者支援の中心は市町であり、市町を管轄する県保健福祉センターと連携をとりながら対応することが基本であるが、市町が対応できない場合、県保健福祉センターは県健康福祉部に対し、県内外の自治体、県栄養士会からの栄養士の派遣を要請する。

県健康福祉部は、被災者に対する栄養・食生活支援を迅速かつ適切に行うため、県内外の栄養士の派遣にかかる連絡体制を整備し、市町、県保健福祉センターに周知する。

また、災害時の栄養士（または栄養士班）の派遣について、県栄養士会と協定を結び、業務内容や費用弁償等を取り決めたいうえ、市町、県保健福祉センターに情報提供する。

### 【県栄養士会が派遣する栄養士（栄養士班）の主な業務】

- (1) 炊き出し献立の栄養管理や支援物資の活用等に関する指導  
避難所等における炊き出しについて、献立内容や栄養価、調理スタッフ等の状況を把握し、必要に応じ献立内容等の調整や支援物資の活用を指導
- (2) 栄養管理が必要な者等に対する個別栄養指導・相談  
避難所、被災住宅等において、離乳食、食物アレルギー、嚥下困難、慢性疾患等、栄養管理が必要な被災者の状況把握、栄養のバランスが図られるための栄養相談及び支援
- (3) 巡回栄養相談  
避難所、被災住宅等において、被災者への栄養相談の周知と希望者への指導
- (4) 炊き出しや特定給食施設等における給食提供への支援  
避難所等における炊き出しや、特定給食施設等で提供する給食について、献立の作成、食材管理、調理指導等を実施
- (5) 食の自立支援  
避難所、仮設住宅等において、食事づくりの意欲を取り戻し、新しい食事環境への対応を支援するための調理講習会等を開催

## 9 災害時対応の普及啓発

### (1) 一般住民に対する普及啓発

市町は、広報、ホームページへの掲載、リーフレットの配布や通常の保健活動等を活用し、一般家庭に対して、食料等（調理器具、使い捨て食器類を含む）の備蓄、非常持ち出し袋の整備等を周知する。要援護者のいる家庭に対しては、個々に応じた特殊食品等の備蓄の必要性を周知する。

県保健福祉センター、県健康福祉部は、市町が一般家庭に対する普及啓発を適切に行えるよう支援する。

**参考資料12 備蓄品（一般家庭用）リスト**（様式・資料編 P144）

### (2) 関係団体・関係機関等に対する普及啓発

市町は、食生活改善推進協議会等、関係団体の役割を明確にし、そのための研修会を開催するなど、周知を図る。

県保健福祉センターは、管内市町の行政栄養士、特定給食施設等に対し、それぞれが行っておくべき体制整備や連携について、災害時に備えた研修会や会議等を開催する。

県健康福祉部は、全県的に災害時の体制整備を進めるため、市町、県保健福祉センターの行政栄養士に対し、災害時に備えそれぞれが行っておくべき体制整備や連携について共通認識するために、研修会や会議等を開催する。また、県栄養士会等、関係団体に必要な情報を提供するとともに、当該団体の活動マニュアルとの調整を図る。

## 10 栄養・食生活支援の様式・媒体等の整備

県健康福祉部は、災害時の栄養・食生活支援のために迅速に活用できるよう、栄養士の派遣要請にかかる様式や、避難所の食事の供給状況の把握、被災者の健康状態や食生活状況の把握、栄養・食生活指導等に必要の指導票や帳票、媒体等を整備し、市町、県保健福祉センター、県栄養士会等、関係機関が共有する。



### Ⅲ 災害発生時の対応

災害時の対応は市町が中心となり、被災住民の食事の安定供給と避難生活における健康障害を予防することを第一に、迅速かつ効果的な栄養・食生活支援活動を行う。

被災市町単独では対応が困難な場合は、管轄する県保健福祉センターは被災市町の状況を速やかに把握し、市町と連携して支援活動を行う。また、県保健福祉センターは、県内外の自治体、県栄養士会等の支援の必要性を判断し、県健康福祉部に要請する。また、県健康福祉部や関係機関に、被災者や避難所の状況、必要な支援内容、活動状況等の情報を絶えず発信する必要がある。

県健康福祉部は県災害対策本部と連携し、被災地域全体の被害状況や住民の栄養・食生活に着目した情報を集めて、的確な支援体制を構築し、県保健福祉センターからの要請に迅速に対応する。

#### 1 初動対応（～24時間）

できるだけ早い段階で、被災地に食料供給ができる体制の整備が必要である。

市町災害対策本部（食料の確保・供給等に対応する部や班）が中心に対応を進めることとなるが、災害規模が大きく、食料供給が長期化すると判断される場合において、市町栄養士は被災住民の健康状態に応じた栄養確保の視点から専門性を活かした助言等を行い、必要に応じて市町災害対策本部と連携した支援計画の立案、調整を行う。

栄養に関する課題としては、最低限のエネルギー・水分確保であり、備蓄食料の放出、救援物資の供給、不足食料の要請、炊き出し計画などが必要である。

一般被災住民はおにぎり、パン類などの主食を中心とした高エネルギー食品で一次的な対応となるが、それらの食事が食べられない乳幼児、嚥下困難のある高齢者、食事制限のある慢性疾患患者等に対して、代替食の手配についても併せて検討することが重要となる。

#### （1）被災状況の把握

市町は、管轄する県保健福祉センターと連携し、市町災害対策本部や関係機関から被害の規模や状況を把握する。また、電気、ガス、水道、道路等のライフラインの被害状況、食料や水の供給元（スーパー、コンビニ、市場、備蓄品保管場所等）の被害状況等も併せて把握する。

県保健福祉センターは、市町ごとに把握した情報を県健康福祉部に報告する。

県健康福祉部は、県災害対策本部から得た情報、県保健福祉センターからの情報を集約し、市町、県保健福祉センターに提供する。

**参考様式2 被災状況調査票（初動対応用）**（様式・資料編 P98）

## (2) 要援護者の被災状況の把握

市町及び県保健福祉センターは、保健師と連携し、それぞれが把握している要援護者の被災状況、食支援の必要性を判断するための状況を確認する。特に、食事に関して緊急に配慮すべき要援護者の状況把握に努める。

参考様式1 要緊急援護者安否確認状況一覧表 (様式・資料編 P22)

## (3) 自衛隊への給食支援要請

自衛隊による給食支援が必要と判断した場合、市町防災担当課から県防災担当課へ派遣を要請する。その際、副食の提供も含め、支援内容を明確にして要請を行うとともに、市町災害対策本部との連携により、炊き出し献立例の提示、食材の調達等について準備を行う。

## 2 緊急対策 (～72時間)

初動対応から継続した活動が主になる。

炊き出しについては、地域の被災状況を踏まえ、避難者のニーズや健康状態に応じた安全な食事と飲料水の提供に努めるよう調整する。

また、避難所での食料供給状況の確認や普通の食事で対応できない人への確実な対応を行う。

この時期は断水等の影響でトイレが十分使用できないことがあるため、水分摂取を控える傾向がみられ、脱水等が問題となる。また、熱中症やエコノミークラス症候群の予防の観点からも水分摂取への注意喚起が必要である。水分補給の重要性について普及啓発を行うとともに、十分な水分摂取ができるよう食料または水の確保・提供が必要である。

### (1) 被災状況の把握

初動対応時と同様、引き続き被災状況を把握する。

参考様式3 被災状況調査票(緊急対策用) (様式・資料編 P99)

### (2) 要援護者への栄養・食生活支援

市町及び県保健福祉センターは、初動対応時に引き続き、保健師と連携しながら、それぞれが把握している要援護者の被災状況、食支援の必要性を判断するための状況を確認する。特に、食事に関して緊急に配慮すべき要援護者については、できるだけ早く特殊食品等を供給できるよう体制を整備する。

必要に応じ、医療救護班と連携し、病態に応じた栄養指導や医薬品である濃厚流動食等の提供にかかる調整等を行う。

### (3) 特殊食品等の調達・配分

市町は、管轄する県保健福祉センターと連携し、粉ミルク、ベビーフード、嚥下困難者用食品、病者用食品等、要援護者用の特殊食品等について、必要な者に配布されているかどうかを確認する。配布されていない場合は、調整のうえ、適切に配布するとともに、その摂取方法を併せて周知する。

市町単独で入手困難な場合、県保健福祉センターは必要な物資と量を明確にしたうえで県健康福祉部へ要請する。要請を受けた県健康福祉部は、必要な食品の入手を所管部局に依頼する。

参考様式4 食料供給支援要請票 (様式・資料編 P100)

### (4) 避難所等における食料供給体制の把握

市町は、管轄する県保健福祉センターと連携し、避難所等における食事の内容等(主食・副食の状況、炊き出しの有無・実施者等)の状況を把握する。

また、備蓄食料や支援物資が適切に配分されているか確認する。

参考様式2 避難所の生活環境調査票 (様式・資料編 P23)

参考様式5 食料供給状況実施記録票 (様式・資料編 P102)

### (5) 避難所等における食料の配分、炊き出し等の調整

市町は、避難所等における備蓄食料や支援物資が適切に配分されるよう調整する。

また、炊き出し等のため、ボランティアを含む人材が必要な場合、市町食生活改善推進協議会等の団体に活動を要請するとともに、ボランティアを希望する団体又は個人の把握に努め、場所や人材、食材等、炊き出し体制を調整する。

県保健福祉センターは、管内市町によるこれらの活動を支援する。

### (6) 人的支援の要請

市町は、管轄する県保健福祉センターと連携し、被災者に対する栄養・食生活支援を迅速かつ適切に行うために、被災状況を踏まえ、人的支援の必要性を検討する。

必要と判断した場合、県保健福祉センターは、日数・業務内容・人数等を明確にし、県健康福祉部に栄養士の派遣を要請する。

県健康福祉部は、県内の被災していない保健所・市町、県栄養士会へ、栄養士の派遣を要請する。また、県外自治体からの栄養士の派遣が必要な場合は、厚生労働省へ要請する。

参考様式6 栄養士派遣要請書 (様式・資料編 P103)

### 3 応急対策（～約1か月）

仮設住宅へ入居するまで、避難所での安定した生活を支える体制が必要となる。

慣れない避難生活と災害時の恐怖感や慢性疲労のため、体調不良者が増え、便秘、口内炎、食欲不振、風邪を引きやすい等の症状がみられ、野菜不足、ビタミン不足、アレルギー等、健康保持のために食事内容への対応がより重要になる時期でもある。避難所等での運動不足と相まって肥満問題が大人だけでなく子どもにもみられる。

食生活面では、救援物資のおにぎり、パン類等が余剰気味となり、炭水化物過多と野菜やたんぱく質不足への対応や調整が必要となる。また、温かい食事へのニーズが高まる時期でもある。

避難所の食事の状況を把握し、献立の栄養バランスはどうか、要援護者へ適切な食事が供給されているか等の観点から指導や改善を行うとともに、巡回栄養相談等を開始し、適切な支援に努める。

#### （1） 派遣栄養士の活動調整

県保健福祉センターは、管内市町の被災状況を踏まえ、市町と連携しながら、県内外から派遣された栄養士、県栄養士会から派遣された栄養士、それぞれの役割を明確にし、活動の計画や調整を行う。

また、実施した活動は記録し、関係者が共有するとともに、県健康福祉部に報告する。

**参考様式7 栄養・食生活支援活動報告書**（様式・資料編 P104）

#### （2） 避難所における栄養・食生活支援

市町の指示に基づき、県栄養士会からの派遣栄養士は、避難所を巡回し、被災者の健康状態や食生活状況を把握して、適切な食事が行われていない者、要援護者等に特殊食品の提供や指導を行う。

**参考様式3 被災者健康相談票**（様式・資料編 P25）

**参考資料13 食生活アドバイスシート**（様式・資料編 P146）

**参考資料14 チェックシート**（様式・資料編 P147）

**参考資料15 要援護者への食事支援のポイント**（様式・資料編 P148）

**参考資料16 特殊食品等の主な特徴**（様式・資料編 P151）

**参考資料17 下痢・嘔吐のときの食事**（様式・資料編 P153）

**参考資料18 要援護者及び具合の悪い方へのアドバイスシート**  
（様式・資料編 P154）

また、避難所での食事のポイント等について、ちらし配布やポスター掲示等により周知する。食事相談の実施についても同様に周知し、希望者に指導する。指導などを行った結果は記録する。

市町はこれらの活動の調整を行い、管轄する県保健福祉センター及び県内外の派遣栄養士はそれを支援する。



参考資料 19	避難所生活での食事のポイントについて	(様式・資料編 P160)
参考資料 20	避難所における栄養・食生活喚起ポスター	(様式・資料編 P161)
参考資料 21	水分摂取の周知ポスター	(様式・資料編 P162)
参考資料 22	食事相談の周知ポスター	(様式・資料編 P163)
参考様式 8	栄養相談記録表	(様式・資料編 P105)
参考様式 9	栄養相談状況報告書	(様式・資料編 P106)

### (3) 炊き出し内容等の指導

市町の指示に基づき、県栄養士会からの派遣栄養士は、自衛隊、ボランティア等による炊き出しについて、食事内容を確認し、献立例を示す等により調整を行うとともに、地域の特性や味付け等を指導する。

また、炊き出し献立の、要援護者の食事への展開について、避難所の管理者や炊き出し実施者と検討し、実施できるよう調整、指導する。

自衛隊による炊き出しについては、地域の復興状況に応じて、終了時期や、地元業者による弁当の配食等への切り替え等を検討する。配食を行う場合は、業者に対する指導も行う。

市町はこれらの活動の調整を行い、管轄する県保健福祉センター及び県内外の派遣栄養士はそれを支援する。

なお、避難者であっても、避難所の状況に応じ、調理や配食、配膳等に関わる環境をつくり、食の自立が保てるよう支援することも考慮する。

参考様式 10	避難所の食生活指導票	(様式・資料編 P107)
参考資料 23	おかゆの作り方	(様式・資料編 P164)
参考資料 24	弁当配食の際の注意点	(様式・資料編 P165)

### (4) 被災住宅における栄養・食生活支援

市町の指示に基づき、県栄養士会からの派遣栄養士は、被災住宅に居住している住民についても健康状態や食生活状況を把握し、適切な食事が行われていない者、要援護者等に特殊食品の提供や指導を行う。

また、食事相談の実施について周知し、希望者に指導する。

市町はこれらの活動の調整を行い、管轄する県保健福祉センター及び県内外の派遣栄養士はそれを支援する。

参考様式 7	被災世帯の健康調査	(様式・資料編 P30)
参考様式 8	栄養相談記録表	(様式・資料編 P105)

### (5) 避難所における衛生管理

県保健福祉センターは、避難所を巡回し、炊き出しや配給食品等の状況を把握して、調理従事者、避難所の管理者等に、適切な衛生管理

を指導する。

また、喫食者に対し、手洗い等の衛生管理や、提供された食事は残しておかないこと等を指導する。

参考様式 1 1	炊き出しボランティア受付表	(様式・資料編 P108)
参考様式 1 2	配給食品管理表	(様式・資料編 P109)
参考資料 2 5	食中毒に注意しましょう!	(様式・資料編 P167)
参考資料 2 6	炊き出し等の衛生管理ポイント	(様式・資料編 P168)
参考資料 2 7	市町における災害時の食中毒予防対策	(様式・資料編 P169)
参考資料 2 8	食中毒(感染症)予防啓発放送原稿(例)	(様式・資料編 P170)
参考資料 2 9	おう吐物処理マニュアル	(様式・資料編 P171)

#### 4 復旧・復興対策(1か月～)

仮設住宅での生活が始まる時期であり、その後新しい住居が決まるまで1～2年にわたり過ごすこととなる場合もある。蓄積された避難生活の疲れ、調理や買い物等の食環境の変化への戸惑い等、震災前と同じ食事づくりができない場合が想定される。

この時期の栄養に関する課題としては、簡単な食事で済ませがちなため、野菜不足、たんぱく質不足がみられる一方で、出来合いの惣菜、レトルト食品、カップラーメンなどの利用による脂肪過多、塩分過多等の問題もみられる。

仮設住宅では、調理環境の制約(台所が狭い、コンロが少ない等)があるので、ひとつの鍋やフライパンでできる簡単バランス食の紹介、出来合いの惣菜やレトルト食品等を利用する際のアドバイス、近隣のスーパーや移動販売車等と連携した食環境整備等が重要である。

##### (1) 食の自立支援

市町は、避難所から仮設住宅移行に向け、配食から自立調理への食生活支援を行う。仮設住宅の台所の配置等を踏まえ、簡単な調理実習を取り入れて指導する。

実施にあたっては、必要に応じて、県栄養士会からの派遣栄養士、食生活改善推進協議会等の協力を求め、県保健福祉センターはその活動を支援する。

##### (2) 食生活環境の把握

市町は、管轄する県保健福祉センターと連携し、仮設住宅や被災住宅の状況(入居者数、ライフラインの復旧状況、調理設備の整備状況、食料の需給状況等)や地域の食料供給店等の状況(スーパー、コンビニ

ニエンスストア、個人商店、移動販売車等の営業状況、取扱い食品の状況等)を把握する。

**参考様式13 食生活環境調査票** (様式・資料編 P110)

### (3) 健康状況等の把握

市町は、管轄する県保健福祉センターと連携し、仮設住宅入居者の身体状況、栄養状況等(栄養欠乏、貧血、便秘、肥満、血圧、生活習慣病、歯科疾患の有無等)を把握する。

実施にあたっては、必要に応じて、県栄養士会からの派遣栄養士の協力を求める。

**参考様式8 仮設住宅入居世帯健康調査票** (様式・資料編 P31)

### (4) 栄養指導・食生活相談

市町は、把握した食生活環境や、被災者の健康状況等に応じ、集会所等での集団指導を行い、早期に栄養の適正化を図る。

また、避難生活による疾病の悪化や、食への意欲低下等のある住民には、訪問等により個別栄養指導を行う。

実施にあたっては、必要に応じて、県栄養士会からの派遣栄養士の協力を求め、県保健福祉センターはその活動を支援する。

**参考様式14 仮設住宅栄養相談記録票** (様式・資料編 P111)

### (5) 情報の共有化

県保健福祉センター、県健康福祉部は、実施した災害時の栄養・食生活支援について、市町栄養士、県栄養士会、食生活改善推進協議会、民間企業等関係機関等との情報交換の場を設け、共有するとともに、検証・評価し、見直しを図る。



## 〈特定給食施設等への支援〉

喫食者の健康維持・増進を図るための栄養管理を行うことは、給食施設の社会的役割であり、災害時にライフラインの遮断や調理室の損壊などの問題を抱えても、原則自己完結で継続した食事の提供が求められることから、平時からの備えが重要である。また、災害時には、給食の早期平常化により、喫食者の栄養状態の適正化を図る必要がある。

特定給食施設等への指導は、保健所（保健福祉センター）栄養指導員（管理栄養士）の重要な役割であり、給食施設が災害時にも喫食者の状況に応じた食事の提供を継続できるよう、平時及び災害時には、下記のように支援する。特に、1日3食提供施設（病院、高齢者福祉施設等）に対する指導や支援を重点的に行う。

### IV 平時の備え

管内における給食施設支援体制を整備するとともに、給食施設内の体制整備が適切に行われるよう、指導・助言を行う。

#### 1 支援の方法

巡回指導等を活用し、各給食施設の危機管理体制（マニュアルの作成、備蓄、非常時の献立例の作成、施設間相互支援体制等）を確認する。不備な場合は、実施に向け情報提供や具体的な方法についての助言を行う。

研修会や会議等により、情報提供や意見交換を行うことも有効である。

**参考資料 30 給食施設の種類別の備え**（様式・資料編 P173）

**参考様式 15 災害時の給食提供に関する体制整備状況調査票**

（様式・資料編 P112）

#### 2 支援体制の整備

各給食施設の被災状況を迅速に把握するために、調査票を配布しておき、災害時に報告してもらおうシステムを作る。

また、管内施設の連絡先を明確にしておき、被災状況や支援の要否、支援計画等を記載できるようにしておく。

**参考様式 16 給食施設の被災状況調査票**（様式・資料編 P114）

**参考様式 17 給食施設の被災状況及び支援計画一覧表**

（様式・資料編 P115）

### 3 施設内の危機管理対策体制整備への支援

施設内の危機管理対策委員会等において、被災時の給食提供についても検討し、施設の災害時対応マニュアルに位置付けるよう指導する。厨房は、高圧ガス、高電圧の加熱調理機器や危険性のある調理器具等を有するため、それらの安全管理や点検についても記載するよう助言する。

また、災害時に適切に給食を提供できるように、研修や模擬訓練等の実施についても助言する。

#### 参考資料31 災害時対応マニュアル（給食提供）の内容（例）

（様式・資料編 P174）

### 4 食料等の備蓄に対する支援

入所者だけでなく職員も含めて3日以上以上の食料と水、ディスポ食器等を備蓄するとともに、備蓄食品と冷凍庫、冷蔵庫の保管食品、食材庫にある乾物、缶詰類を組み合わせた献立例を作成し、必要な調理機器等を確保しておくよう指導する。

備蓄食品は、ガス、電気等の加熱源が使用不可能となった場合、常温で提供することになるため、加熱しなくても提供可能な主食、副食、水分、簡単なデザート等と組み合わせる。また、利用者の年齢、嚥下状態、嗜好を考慮して選定するとともに、欠乏しやすい栄養成分を強化した食品等の備蓄についても検討を求める。

備蓄食品の保管場所としては、厨房内だけでなく、施設外の備蓄資材棟等に分散保管すること等を助言する。

#### 参考資料32 給食施設の備蓄例（様式・資料編 P175）

#### 参考資料33 給食施設の献立例（様式・資料編 P178）

### 5 給食施設間相互支援体制の整備に対する支援

一般的には、病院や福祉施設では、同一設置者間にある特定給食施設相互での支援体制が整備しやすい。それができない場合は、医療圏域の同種業施設との支援協定について検討するよう指導する。

しかし、同一医療圏域では、協定施設も同程度の被害に見舞われる可能性があるため、協定施設の選定は、配食可能な時間と距離を考慮した周辺地域に範囲を広げて複数の施設の検討を薦める。

また、支援協定は、食事提供支援だけでなく、マンパワーの支援も考慮する必要がある。

なお、必要な食料・水等が、施設内の備蓄や給食施設間相互支援協定等により確保できない場合も想定し、管内市町から給食施設への食料・水等の供給が可能かどうかを把握して、供給について支援できるようにしておく。

## V 災害発生時の対応

災害時には、管内における給食施設の被災状況を把握し、必要な情報提供を行う。また、関係機関と連携し、給食施設の被災状況に応じた支援を行う。

### 1 初動対応（～24時間）

#### （1）被災状況、支援の必要性の把握

被災後も継続した給食提供が求められる1日3食提供施設を優先し、施設の被災状況、ライフラインの損壊状況、給食実施の可否を把握し、被災状況を踏まえた物的及び人的支援の必要性を判断する。支援の必要な施設や、支援の要請があった施設には迅速に対応する。

**参考様式16 給食施設の被災状況調査票**（様式・資料編 P114）

**参考様式17 給食施設の被災状況及び支援計画一覧表**

（様式・資料編 P115）

管内の状況はまとめて県健康福祉部に報告する。

**参考様式18 管内給食施設被災状況**（様式・資料編 P116）

当該保健所栄養指導員だけでは、給食施設への支援が困難な場合は、県健康福祉部に非被災保健所の栄養指導員の派遣を要請する。

要請を受けた県健康福祉部は、非被災保健所に栄養指導員の派遣を依頼する。

**参考様式19 給食施設の支援要請書**（様式・資料編 P117）

#### （2）食料・水等の物的支援体制の整備

給食施設間相互支援協定の稼働状況を把握し、稼働していない場合は、稼働に向けて調整する。

稼働できない場合又は相互支援協定がない場合は、市町災害対策本部から必要な食料・水等が供給されるよう支援する。市町内での調整ができない場合は、必要な物資と量を明確にしたうえで県健康福祉部へ要請する。

要請を受けた県健康福祉部は、必要な食品の入手を所管部局に依頼する。

**参考様式19 給食施設の支援要請書**（様式・資料編 P117）

#### （3）人的支援体制の整備

給食施設間相互支援協定の稼働状況を把握し、稼働していない場合は、稼働に向けて調整する。

稼働できない場合又は相互支援協定がない場合は、必要な人的支援ができるよう、市町災害対策本部をはじめ関係機関や団体（市町ボランティアセンター、食生活改善推進協議会、地区調理師会等）との連絡調整を行う。管内での調整ができない場合は、県健康福祉部へ人的支援を要請する。

要請を受けた県健康福祉部は、栄養士の派遣について県栄養士会等と連絡調整を行う。

**参考様式 19 給食施設の支援要請書**（様式・資料編 P117）

## **2 緊急対策（～72時間）**

### **（1）被災状況、支援の必要性の把握**

初動対応に引き続き、1日3食提供施設の状況把握と必要な支援を行う。

それ以外の施設の状況も把握し、必要に応じ支援する。

### **（2）物的及び人的支援体制の整備**

初動対応に引き続き、必要な支援を行う。

### **（3）炊き出しの要請**

一般被災住民への食支援のため、炊き出しが可能な施設に対し、実施を要請するとともに、迅速な実施に向けた支援を行う。

## **3 応急対策（～約1か月）**

### **（1）復旧状況の確認**

施設やライフラインの復旧状況、給食実施の可否、平常化の見通し等を把握し、物的・人的な支援期間の見通し等を判断する。

**参考様式 20 給食施設の復旧状況調査票**（様式・資料編 P118）

### **（2）物的及び人的支援体制の整備**

初動対応、緊急対策に引き続き、必要な支援を行う。

### **（3）入所者等の健康状態の把握**

疾病（健康状態）の変化、食欲、食事に対するニーズ等を把握し、その状況に応じた食事を提供できるよう支援する。

### **（4）栄養管理・衛生管理の指導**

被災した給食施設に対し、できるだけ栄養的に配慮された給食が提供できるよう、巡回や電話により指導する。合わせて平常化への支援



も行う。保育所や学校については、市町担当課や教育委員会と連携しながら指導する。

食中毒の防止対策のため、食品衛生監視員との連携により、衛生管理についても指導する。

#### **(5) 炊き出し施設への指導**

一般被災住民への炊き出しを行っている施設に対し、できるだけ栄養的に配慮された給食が提供できるように指導する。

食中毒の防止対策のため、食品衛生監視員との連携により、衛生管理についても指導する。

### **4 復旧・復興対策（1か月～）**

#### **(1) 実態の把握及び体制の見直し支援**

給食施設における災害時の対応や相互支援状況について調査を行い、実態を把握する。

また、調査結果を踏まえ、今後の体制整備を検討するとともに、各施設でのマニュアル及び相互支援体制等について見直しを支援する。

**参考様式21 給食施設災害対応状況調査票（様式・資料編 P119）**

#### **(2) 情報の共有化**

管内の給食施設や関係機関を対象に、情報交換会、研修会等を開催して、情報共有や課題整理を行い、体制の見直しや再構築を図る。

## 参 考 文 献

- ◆ 「新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」  
新潟県福祉保健部（平成 18 年 3 月）
- ◆ 「新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」 ー実践編ー  
新潟県福祉保健部（平成 20 年 3 月）
- ◆ 「健康危機管理時の栄養・食生活支援ガイドライン」  
財団法人日本公衆衛生協会（平成 19 年 3 月）
- ◆ 「危機管理時の栄養・食生活対応ガイドライン」  
岩手県県南広域振興局（2009 年 3 月）
- ◆ 中越沖地震の経験から作成した「災害時の炊きだし献立集」  
柏崎保健所管内行政栄養士業務検討会  
監修：(社)新潟県栄養士会柏崎支部（平成 21 年 9 月）
- ◆ 「災害時の食生活支援のための手引き」  
みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク  
岡山県美作保健所勝英支所（平成 23 年 3 月）
- ◆ 「岐阜県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン（初版）」  
岐阜県健康福祉部保健医療課（平成 24 年 3 月）
- ◆ 「非常災害時の栄養・食生活支援マニュアル」  
社団法人岡山県栄養士会（平成 22 年 3 月）
- ◆ 「備蓄食品の組合せ例（1 人分）」  
大分県東部保健所地域保健課食育栄養指導班
- ◆ 「災害支援マニュアル」  
公益社団法人石川県栄養士会（平成 25 年 3 月）